

【応急対策】

基本方針

- 1 被災者生活再建を速やかに実現する
- 2 児童・生徒等、子ども関連の応急教育を実施する

基本方針1 被災者生活再建を速やかに実現する

1 住家の被害認定調査等

□ 対策内容と役割分担

罹災証明書の発行、住宅の供給等の基礎資料とするため、被災後に住家の被害を調査する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 住 民 対 策 部	○ 住家の被害認定調査を行い、罹災証明書の速やかな発行につなげる。

□ 詳細な取組内容

- 住民対策部長は、応急危険度判定実施本部と連携し、住家の被害認定調査を行う。
- 住民対策部長は、住家の被害認定調査を「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（国が標準的なものとして提示）」に基づき実施する。
- 住民対策部長は、住家の被害認定調査結果を東京都（多摩市災害対策本部経由）に報告する。
- 被災者生活再建支援システムを活用し、迅速に住家被害認定調査を終了し、速やかな罹災証明発行につなげる。
- 個人番号（マイナンバー）の活用に対応した被災者生活再建支援システムの改修に備え、情報収集を行うとともに、調査・研究を進める。

2 罹災証明書の発行

□ 対策内容と役割分担

罹災証明書の発行に係わる業務を多摩消防署と調整、連携して、実施する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 住 民 対 策 部 多 摩 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住家の被害認定調査を実施し、罹災台帳を作成する。 ○ 発行時期や発行場所等について調整する。 ○ 罹災証明書の発行手続を開始する。 ○ 住家被害認定調査及び罹災証明書交付の実施体制を構築 ○ システム稼動に向けた準備や資機材を確保 ○ 住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定

※ 消防署は、火災による罹災証明書を発行する。

□ 詳細な取組内容

■ 多摩市・多摩消防署

1 発行手続き準備

- 住民対策部長は、東京都と連携し、調査票読み込み端末の配置や住基情報のインポート等必要な事項の協議を近隣自治体と調整する。
- 住民対策部長は、罹災証明書の発行根拠となる、住家の被害認定調査を実施する。
- 住民対策部長は、住家の被害認定調査結果を、罹災台帳としてとりまとめ、罹災証明書発行に備える。
- 住民対策部長は、「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査及び罹災証明書交付のための準備を進める。
- 消防署は、多摩市と調整し、火災による被害状況調査を実施する。
- 多摩市長及び消防署長は、罹災証明書の円滑な発行手続のため、それぞれが保有する被災者及び被災家屋に関する情報を相互に利用する。

2 発行窓口の開設準備

- 住民対策部長は罹災証明に関する受付開始を、発災後1週間とし、交付開始を、発災後1ヶ月以内を目安とする。
- 住民対策部長は消防署と連携し、罹災証明書発行会場等の準備を進める。
- 発行場所は、多摩市役所本庁舎とし、必要に応じて、出張所や特設会場の開設を検討する。

3 市民への周知

罹災証明書の受付開始時期や、会場、必要書類等を広報等により周知する。

4 罹災証明の発行

住民対策部長は、被災者台帳を備え、被災者の申請により発行する。
手数料は無料とする。

5 証明の範囲

罹災証明書（消防署長が発行する火災による罹災証明書を除く。）は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

事 項	範 囲
住家の被害	1. 全壊 2. 大規模半壊 3. 中規模半壊 4. 半壊 5. 準半壊 6. 準半壊に至らない（一部損壊）

※ 必要により床上浸水、床下浸水やその他の被害について証明する。

6 罹災証明の基準等

(1) 基準

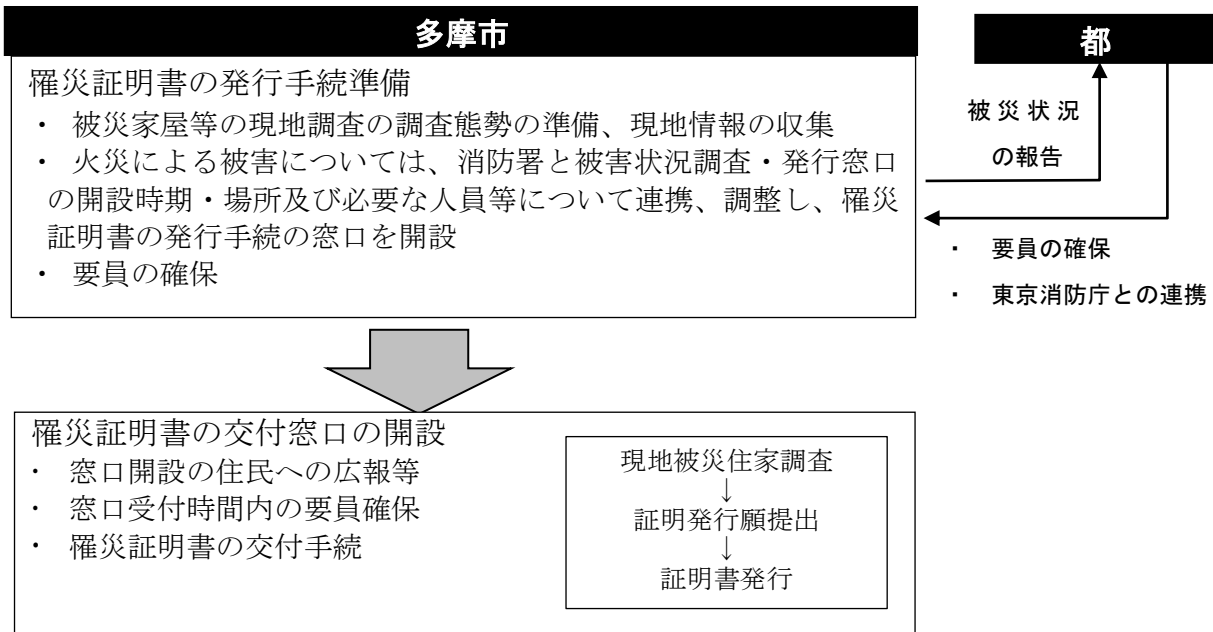
被害程度の認定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月内閣府）に基づき行う。

(2) 用語の意義

区 分	認定基準
住家	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人が起居できる設備のある建物、又は現に人が居住のために使用している建物をいう。 ○ 土蔵、小屋であっても現実に人が居住しているときは、住家とみなす。
非住家	○ 官公庁庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等及び土蔵、倉庫、納屋等の住家以外の建物をいう。
全壊（焼）	○ 住家全部が倒壊、流失、埋没或いは焼損したもので、その損壊程度が1棟の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な構成要素の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
大規模半壊	○ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
半壊（焼）	○ 住家の損壊或いは焼損した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の主要な構成要素の損害割合が20%以上50%未満のもの。
床上浸水	○ 全壊又は半壊に該当しないが、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
床下浸水	○ 住家が床上浸水に達しない程度のもの。
世帯	○ 生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
棟	○ 一つの独立した建物をいう。
流失埋没	○ 耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕農が不能となったも

区分	認定基準
	の。
冠水	○ 植え付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもので、耕地、作物に被害を受けたもの。

□ 業務手順



1 罹災証明書・被災証明書について

地震や台風などの自然災害によって家屋等への被害を受けた場合、公的支援の手続きや保険請求の手続のために、市の発行する証明書が必要になる場合があります。こういった場合、市では「罹災証明書」または「被災証明書」を発行しています。

(1) 罹災証明書とは

「罹災証明書」とは、自然災害による住家（居住のために使っている建物）の被害程度を証明するものです。

証明書の発行にあたり「災害にかかる住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」により、家屋の被害状況について町の職員が現地調査を行い、被害程度の証明を行います。

(2) 被災証明書とは

「被災証明書」とは、自然災害による物件等の被害について写真等で確認し、被災者から被災の届出があった旨を証明するものです。このため、「住宅被害認定調査」は行わず、被害程度についても判定しません。

被害程度の判定を必要としない住宅の被害、住家以外の家財（家具・家電等）、塀・門などの工作物については、こちらで対応しています。

3 災害救助法等の適用

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 統 括 対 策 部	○ 災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその適用を東京都に要請する。

2 要請手続

多摩市災害対策本部長は、災害救助法の適用を都知事に要請する場合には、都総務局総合防災部に対し、次に掲げる事項について電話で要請し、後日文書により処理する。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| ○ 災害発生の日時及び場所 | ○ 適用を必要とする期間 |
| ○ 災害の原因及び被害状況 | ○ 既に実施した救助措置及び今後の救助措置 |
| ○ 適用を要請する理由 | ○ その他必要な事項 |
| ○ 必要な救助の種類 | |

3 救助事務の実施

- 多摩市に災害救助法が適用されたときは、多摩市災害対策本部長は、都知事の指揮を受けて、同法に基づく救助事務を補助する。
- 災害の事態が切迫して、都知事の指示を受けるいとまがないときは、多摩市災害対策本部長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処理に関して都知事の指示を受ける。

4 報告

- 市長は、都知事に対する災害救助法に基づく救助措置等の報告を要請手続に準じて行う。
- 各対策部長は、その所掌する救助事務について、あらかじめ定められた様式及び帳簿を作成し、救助事務の実施の都度及び完了後速やかに多摩市災害対策本部長に提出する。

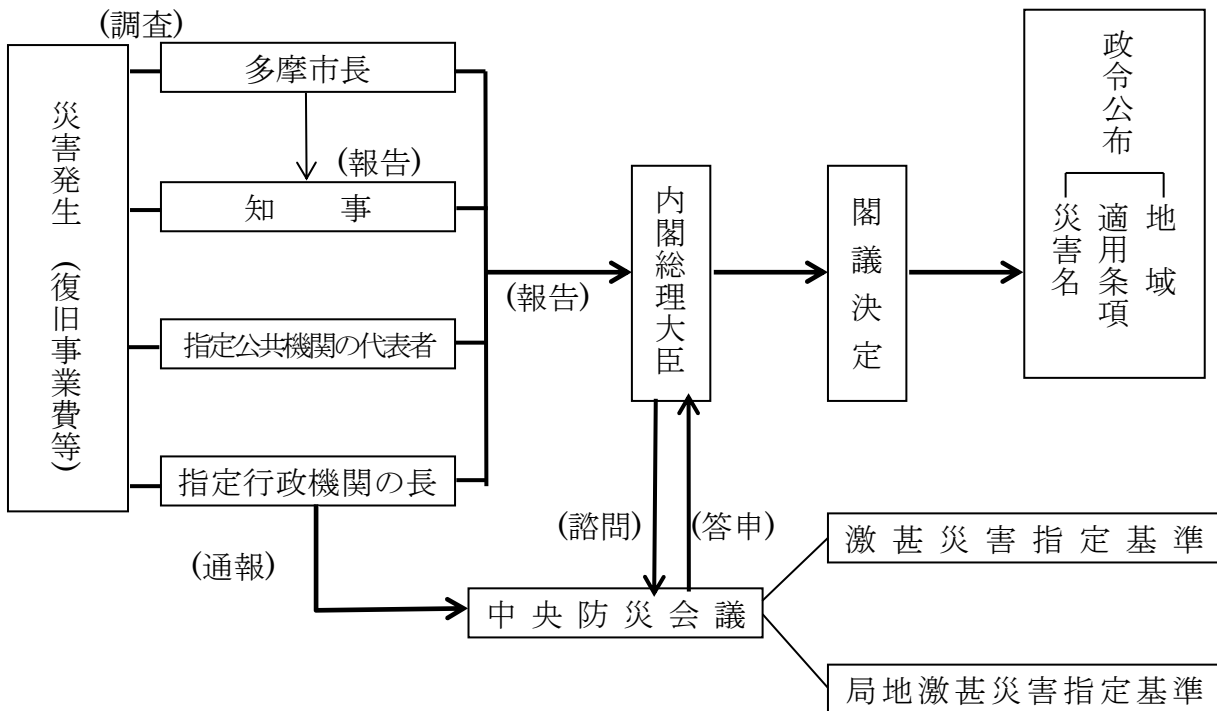
4 激甚災害の指定

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 統 括 対 策 部	○ 激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づき、災害状況等を調査し、東京都に報告する。 ○ 激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出する。(特別財政援助等の申請手続等)

□ 業務手順

【激甚災害指定の手続フロー図】



□ 詳細な取組み

1 激甚災害に関する被害状況等の報告

- 多摩市災害対策本部長は、被害状況等を検討のうえ、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係対策部長に激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準を十分に考慮した必要な調査を行わせる。
- 各対策部長は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、統括対策部長に提出する。
- 統括対策部長は、各対策部の調査結果を取りまとめ、災害対策本部長に報告する。
- 多摩市災害対策本部長は、災害対策本部会議に付議し、激甚災害の指定を受ける必要があると決定した場合には、都知事に報告する。
 なお、各対策部長は、事業ごとに都の関係局に連絡のうえ、激甚災害の指定の促進を図る。

2 特別財政援助の交付手続

市長は、激甚災害の指定を受けたときは速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出する。

※ 激甚災害の指定は、昭和37年12月7日中央防災会議が決定した指定基準があり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業を種類別に定めている。

※ 局地激甚災害の指定は、市町村ごとの被害規模で捉え、その指定基準は、昭和43年11月22日中央防災会議で定めている。

- ※ 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害の指定の要否を判断する。
- ※ 中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づき、指定の要否を答申する。

5 義援金の募集・受付

□ 対策内容と役割分担

都、区市町村、日本赤十字社等各機関は、被害の状況を勘案し、義援金の募集の要否を検討し、決定する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部 日本赤十字社	○ 義援金の募集の要否を検討し、決定する。 ○ 義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。

□ 詳細な取組内容

1 義援金の受付

■多摩市

- 一般市民その他から拠出された義援金品で、多摩市に寄託され時の受付は、原則として市役所とし、災害の状況に応じて、社会教育施設等の公共施設、または適宜臨時受付場所を設置する。
なお、多摩市への寄付の場合は、可能な限り「地方創生応援税制（ふるさと納税）」を活用する事を依頼する。
- 多摩市は、都の義援金募集に協力して受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

■日本赤十字社

- 東京都支部事務局（振興課）、都内施設及び各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、郵便局・銀行に災害名を冠した義援金受付専用口座を開設、期間を定めて振込による義援金を受け付ける。
- 災害の状況により、都内他の場所又は都外においても、日本赤十字社本社、全国の日本赤十字社支部・日本赤十字社各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付ける。
- 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

基本方針2 児童・生徒等、子ども関連の応急教育を実施する

1 応急教育

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 避難所施設対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校からの被害報告を受け、必要な措置を行う。 ○ 各学校と調整し、臨時休校を決定する。
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の安全を確保する。 ○ 被害状況を調査し、災害対策本部（教育部経由）へ報告する。 ○ 保護者へ児童生徒の引渡しを行う。 ○ 教育部と調整し、臨時休校を決定する。 ○ 応急教育計画に基づき、教育を再開する。

□ 詳細な取組内容

1 多摩市及び学校

- 学校長は、教職員を指揮し、マニュアルに基づく児童生徒の安全確保を図る。
- 学校長は、教職員を指揮し、次の被害状況を調査し、災害対策本部（教育部経由）へ報告する。
 - ・ 人的被害の状況（教職員等を含む）
 - ・ 建物被害の状況
 - ・ ライフラインの被害状況
 - ・ その他の被害状況
- 災害対策本部は、被災した学校に対して、次のとおり必要な措置を行う。
 - ・ 医療機関への搬送支援
 - ・ 在校児童生徒の安全が確保できない場合における代替施設の確保
 - ・ 警察官等の外部機関への支援の要請
 - ・ 断水被害に応じた飲料水、災害用トイレの提供等
 - ・ その他状況に応じた必要な措置
- 学校長は、安全確認がとれるまでの間、児童生徒を校内に保護し、保護者等との引渡しを持って、児童生徒を帰宅させる。
- 学校長は、必要により教育長と協議して、臨時休校を決定するとともに、早期教育再開のためのマニュアル（応急教育計画）に基づく、次の措置を行う。
 - ・ 臨時の学級編成、二部授業又は家庭学習等の実施
 - ・ 児童生徒及び保護者へ応急教育の実施の連絡
 - ・ 教育部への応急教育の実施の報告

2 応急保育(学童クラブ含む)

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福 祉 医 療 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各施設からの被害報告を受け、必要な措置を行う。 ○ 各施設と調整し、休園（休館）を決定する。また、再開を決定する。
施 設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園児（児童）の安全を確保する。 ○ 被害状況を調査し、災害対策本部（子ども青少年部経由）へ報告する。 ○ 保護者へ園児（児童）の引渡しを行う。

□ 詳細な取組内容

1 多摩市及び施設

- 園長（学童クラブの館長を含む）は、職員を指揮し、マニュアルに基づく園児（児童）の安全確保を図る。
- 学童クラブの館長は、学校施設が併設している場合には、必要により学校長と連携を図る。
- 園長（学童クラブの館長を含む）は、職員を指揮し、次の被害状況を調査し、災害対策本部（子ども青少年部経由）へ報告する。
 - 人的被害の状況（職員等を含む）
 - 建物被害の状況
 - ライフラインの被害状況
 - その他の被害状況
- 災害対策本部は、被災した施設に対して、次のとおり必要な措置を行う。
 - 医療機関への搬送支援
 - 施設内の園児（児童）の安全が確保できない場合における代替施設の確保
 - 警察官等の外部機関の支援の要請
 - 断水被害に応じた飲料水、災害用トイレの提供等
 - その他状況に応じた必要な措置
- 園長（学童クラブの館長を含む）は、安全確認がとれるまでの間、園児（児童）を施設内で保護し、保護者等との引渡しを持って、帰宅させる。
- 福祉医療対策部長は、福祉医療対策部長補佐（子ども青少年部長）と協議し、必要により一部又は全部の臨時休園（休館）を決定する。
- 園長（学童クラブの館長を含む）は、施設の休園（休館）が決定されたら、早急に保護者に連絡する。

【復旧対策】

基本方針

- 1 市民生活を再建する
- 2 児童・生徒等、子ども関連の教育を実施する

基本方針1 市民生活を再建する

1 被災者相談窓口の設置

□ 対策内容と役割分担

発災後、準備が整い次第相談窓口を開設し、被災した市民の相談、要望、苦情などの聴き取りを実施する。

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 市民情報対策部 各対策部	被災者総合相談窓口を被災者開設する 指定避難所等に被災者相談窓口を開設する 女性の相談員や女性専用相談窓口の設置など、女性が相談しやすいように配慮する。

□ 詳細な取組内容

1 被災者相談窓口の開設

- ・ 市民情報対策部長は、被災者相談窓口を設置する
被災者の相談は、多岐に渡ることから、各対策部長は、被災者相談に関する業務に協力する事
被災者相談窓口の設置は、以下の事項留意する事
 - ・ 本庁舎内に被災者総合相談窓口を開設し、相談員を配置する。
 - ・ 指定避難所等や必要な場所に被災者相談窓口を開設し、相談員を配置する。
(相談所の規模、構成員等は、災害の規模や現地の状況等を検討して決定する。)
 - ・ 各相談窓口には、専門分野の相談員を配置するよう努める。
 - ・ 女性の相談員や女性専用相談窓口の設置や電話その他による受付等、女性が相談しやすいように配慮する。
 - ・ 外国人からの相談に対応できるように工夫する。
 - ・ 被災者相談は、基本的には対面での相談とするものの、必要に応じて、市ホームページ、電子メール、電話等による相談受付も検討する。

2 AIの活用

市民相談対策部長は、AI（チャットボット（人工知能を活用した自動会話プログラム）等）を活用することを検討する。

3 設置概要

○ 想定される相談内容は、次のとおり。

【市民情報対策部】

- ・ 被災者総合相談

【統括対策部】

- ・ 法律相談等

【住民対策部】

- ・ 家屋被害認定調査判定結果、罹災証明の判定結果・再調査の申請、罹災証明書、安否情報、市税の減免、遺体の埋火葬・許可、就労支援、農業・商工業相談全般等

【食料物資調達対策部】

- ・ 救助物資、外国人、ペット等

【福祉医療対策部】

- ・ 福祉全般、一般のボランティア、専門ボランティア、義援金、医療・健康、保健相談、カウンセリング、遺体の埋火葬・許可、国保税の減免等

【子ども対策部】

- ・ 保育相談等

【清掃対策部】

- ・ 環境保全、環境衛生、ごみ収集、災害廃棄物処理等

【避難所施設対策部】

- ・ 教育相談等

【復旧復興、給水対策部】

- ・ 道路、下水道、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定、応急仮設住宅等住宅救援対策全般、建築指導事務、災害復興計画、都市計画等

※ 可能な限り、都・国・その他関係機関業務に関する窓口が併設されるよう協力を要請する。

4 その他の防災関係機関の相談要請

- 市民情報対策部長は、必要に応じて、電気、ガス、水道その他の防災関係機関に対して、市の被災者総合相談窓口及び指定避難所巡回被災者相談窓口への担当係員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。
- 市民情報対策部長は、各防災関係機関の災害相談受付体制に関する情報の収集・広報活動に努める。

2 罹災証明書の交付

□ 対策内容と役割分担

「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付するとともに、被災者台帳を作成する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 住 民 対 策 部 福 祉 医 療 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住家被害認定調査の結果に基づき、罹災証明書の交付手続きを実施 ○ 必要に応じて住家被害の2次調査を実施 ○ 被災者台帳を作成し、被災者生活再建支援の進捗状況を管理
東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防署と区市町村が連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、火災の罹災証明書の発行手続の支援を実施
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 罹災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施 ○ 住家被害状況や被災者に対する支援状況の全体像の把握

□ 詳細な取組内容

- 住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。
- 住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、交付日程について庁内調整するとともに、交付場所や資機材を確保する。また、都や区市町村と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報する。
- 住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から申請があった場合には第2次調査を実施する。
- 罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。
- 火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、東京消防庁と連携を図る。

3 被災住宅の応急修理

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 復旧復興・給水対策部	○ 被災者の資力その他生活条件を調査する。 ○ 都が提示する募集選定基準を基に、募集・受付・審査を実施する。

□ 詳細な取組内容

1 住宅の応急修理

(1) 応急修理の目的

- 災害救助法が適用された地域において、震災により住家が半壊し、又は半焼した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。
- 取り壊しに伴うがれきの発生や応急住宅の需要の低減を図る。

(2) 修理の実施者

災害救助法の適用がある場合は、都が実施し、市は都を補助する。ただし、都から通知された場合は、多摩市が実施する。また、災害救助法の適用がない場合においても、市長が実施する必要があると認める場合は、災害救助法の適用がある場合に準じて多摩市において実施する。

(3) 対象者

災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊したもの。

(4) 対象者の調査及び選定

多摩市による被災者の資力その他生活条件の調査及び市長が発行する証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された多摩市が募集・受付・審査等の事務を行う。

(5) 対象戸数

修理対象戸数は、厚生労働大臣に協議し同意を得た上で知事が決定する。

(6) 修理

都が、関係団体等と調整のうえ、応急修理を行う業者リストを作成し、区市町村はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことができない部分の修理を行う。

(7) 経費

1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

(8) 期間

原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

(9) 帳票の作成

応急修理を実施した場合、都及び区市町村は、必要な帳票を整備する。

4 応急仮設住宅等の供与

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 復旧復興・給水対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市営住宅の空き家を確保し、被災者へ供給する。 ○ 応急仮設住宅の建設予定地を選定し、都へ報告する。 ○ 入居者の募集及び選定、入居者の管理及び帳票を整備する。 ○ 応急仮設住宅を管理する。(市営住宅など、市が供給した応急仮設住宅) ○ 必要に応じて、区市町村は、工事監理への協力を努めるとともに、入居者の募集・受付・審査等の事務を行う。
都 都 市 整 備 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急仮設住宅等(公営住宅等の空き住戸利用、借上型仮設住宅及び建設型仮設住宅)の必要量を迅速に把握し、応急仮設住宅等供給方針を作成・公表する ○ 応急仮設住宅等の供与に係る建設業務や既存空き住戸の確保業務などを開始するとともに、住宅種別毎に募集計画等を策定し、区市町村、関係機関への周知、応援体制の確保を図る。

□ 詳細な取組内容

1 応急仮設住宅の供給

■多摩市・東京都

- 多摩市と東京都は、被害状況に応じて市営住宅・都営住宅等の活用、民間賃貸住宅の借上げを行うとともに、連携した仮設住宅の建設により応急仮設住宅を効率的に供給する。
- 多摩市は、災害救助法適用前においては、応急仮設住宅の提供に係る費用を負担する。災害救助法が適用された場合には、東京都が負担する。

■多摩市

- 十分な戸数を確保できない場合は、速やかに都に対し、応急仮設住宅の供与について協力要請を行う。
- 次の仮設住宅の建設予定地以外にも、公園及び、市内の空き地を積極的に活用する。

【建設予定地】

場 所		
第1位 学校跡地	第2位 多摩中央公園	第3位 鶴牧西公園

- 都内において、十分な戸数を確保できない場合は、速やかに他道府県に対し、応急仮設住宅の供与について協力要請を行う。
- 市の要請に基づき都有地の活用を検討する。

2 入居資格

次の各号の全てに該当する者。

- 住家が全焼、全壊又は流失した者
- 居住する住家がない者
- 自らの資力では住家を確保できない者
- 使用申込みは1世帯1か所限りとする。

3 入居者の募集・選定

■多摩市

- 住宅の割り当てを受け、市の被災者に対し募集を行う。
- 都が策定した入居者の選定基準に基づき、入居者の選定を行う。

■都

- 都は、応急仮設住宅の入居者の募集計画を策定し、区市町村に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。
- 割り当てに際しては、原則として当該区市町村の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通し合う。

4 応急仮設住宅の管理及び入居期間

■多摩市

- 多摩市は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。
- 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。

5 応急仮設住宅等の種類

(1) 建設型仮設住宅

都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。

(2) 民間賃貸住宅を活用した借上げ型仮設住宅

都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

(3) 公的住宅の活用による一時提供型住宅

都は都営住宅等の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区市町村等に空き家の提供を求め、被災者に供給する。

■都

応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行う。

※ 【建設する仮設住宅】

事 項	実施主体	内 容
建設予定地の確保	多摩市	あらかじめ次の点を考慮の上、建設候補地を決定 ○ 接道及び用地の整備状況 ○ ライフラインの状況（埋設配管）

事 項	実施主体	内 容
		○ 避難場所などの利用の有無
	都	○ 常に最新の建設予定地の状況を把握しておくために、年1回区市町村から報告を求める。 ○ 都市整備局は、区市町村から建設予定地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。
建設地	都	○ 都は建設候補地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮 ○ 選定に当たり、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ、区市町村相互間で戸数を融通し割り当てる。
構造及び規模等	都	○ 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。 ○ 必要に応じて、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 ○ 1戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。 ○ 1戸当たりの設置に係る費用については、国の定めによる。 ○ 都都市整備局は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会等と協議を行い、防火安全対策を実施。
建設工事	都	○ 災害発生の日から20日以内に着工 ○ 都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、又は一般社団法人全国木造建設事業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注 ○ 都は、必要に応じて、工事の監督を区市町村等に委任 ○ 都都市整備局は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供
防災対策	多摩市	○ 東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。

5 義援金の募集・受付・配分

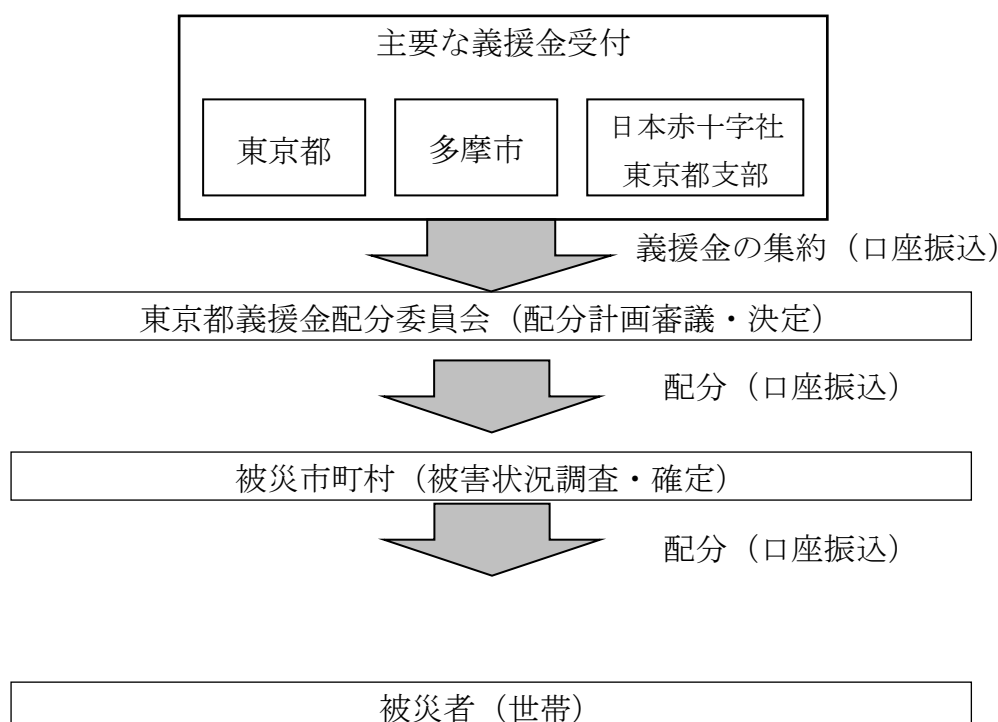
□ 対策内容と役割分担

義援金の募集から配分まで迅速に対応する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部 都福祉保健局	○ 義援金等の募集・受付・配分を行う。
日本赤十字社 東京都支部	○ 受領した義捐金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預かり金」として、一時保管する。 ○ 義援金の受付状況について都委員会に報告し、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金する。

□ 業務手順

【義援金受付・配分の流れ】



□ 詳細な取組内容

■ 多摩市・東京都・日本赤十字社東京支部

1 義援金募集の検討

- 市、都及び日本赤十字社東京支部は、被害の状況等を把握し、義援金の募集の要否を検討し、決定する。
- 各機関は、義援金の募集が決定した場合には、募集口座を開設するとともに、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。

2 義援金配分委員会の設置

- 義援金の募集を決定し次第、あらかじめ選任された委員により、東京都災害対策本部に都委員会を設置する。
- 都委員会は、次の事項について審議し、決定する。
 - ・ 被災市町村への義援金の配分計画の策定
 - ・ 義援金の受付・配分に係る広報活動
 - ・ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項
- 都委員会は、次の機関等から選出された委員により構成。
 - ・ 都
 - ・ 区市町村
 - ・ 日本赤十字社東京支部
 - ・ その他関係機関
- その他、都委員会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

3 義援金の受付・保管

義援金は、都、市及び日本赤十字社で受け付ける。なお、受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。

ただし、義援金が振り込みの場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代える。

機 関	内 容
多 摩 市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義援金の受付窓口を開設し、直接、義援金を受け付けるほか、銀行等に市長名義の普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。 ○ 福祉医療対策部は、義援金受領書を用意する。 ○ 都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、都委員会に報告し、都委員会の指定する口座に送金する。なお、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。
東 京 都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都福祉保健局は、義援金の受付状況について都委員会に報告し、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理する。 ○ 国または地方公共団体からの知事あての見舞金は、東京都災害対策本部において受け付ける。

機 関	内 容
日本赤十字社東京都支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本赤十字社東京都支部事務局（振興課）及び都内日本赤十字社施設並びに各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受付ける。また、郵便局・銀行に災害名を冠称した義援金受付専用窓口を開設し、受付期間を定めて振込みによる義援金を受付ける。 ○ また、災害の状況により都内のほかの場所又は都外においても日本赤十字社本社、全国日本赤十字社支部・日本赤十字社各施設及び地区に設置した受付窓口などで受付ける。 ○ 受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間は、支部長名義の口座を開設し、「預り金」として一時保管する。 ○ 義援金の受付状況について、都委員会に報告し、受付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送付する。

4 義援金の配分

■多摩市

- 多摩市が受領した義援金及び都知事並びに日本赤十字社から配分を委託された義援金の配分については、被災の状況及び被災者の世帯構成（年齢、性別、学年等）を基礎とし、義援金の受納量に応じ配分を行う。
- 配分にあたっては、市内日赤奉仕団、自主防災組織、自治会及び婦人会等に協力を要請し、配分業務を依頼する。

■都委員会

- 都、区市町村、日本赤十字社東京都支部及び関係機関等から選出された委員で構成される都委員会にて、配分計画を審議、決定し、迅速に被災市町村を通じて、被災世帯に公正に配分する。
- 義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。
-

5 義援金の保管

義援金の保管は、多摩市公金取扱金融機関に一時預託する。

6 義援品の扱い

- (1) 多摩市は、必要により次のとおり義援品の募集、受付を行う。
 - 企業等の団体からの寄与に限る。
 - （原則として個人からは受け取らない）
 - 原則として被災者のニーズに応じた義援品のみを受付ける。
- (2) 寄与団体に対して次の事項を事前に提示し、了承を得る。
 - 被災者に配分せず、廃棄する場合もあり得ること

- 売却し、震災対応等の資金として使用する場合もあり得ること
 - 新品のみを受付けるものであること（原則として中古品は受付けない）
 - 義援品の送付前に品物の名称、数量等を明らかにすること
- (1) 義援品の配分については、義援金の配分に準じて行う。
- (2) 義援品の保管については、市庁舎の倉庫を使用するほか、必要に応じて、市公共施設の一部を使用する。
- (3) ただし、長期間の保管は行わず、適宜、配布、売却又は破棄する。

6 被災者の生活再建資金援助等

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部 都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害弔慰金等を支給する。 ○ 災害援護資金等の貸付を行う。
日本赤十字社 東京都支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害見舞品の配分を行う。

□ 詳細な取組内容

■多摩市

1 災害見舞金の支給

自然現象又は火災により住家等に被害を受けた市民に対し、災害見舞金を支給する。
(弔慰金等との重複支給は不可)

■多摩市・東京都

2 災害弔慰金等の支給

自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金を支給する。

3 災害援護資金等の貸付

災害により、家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。

災害により被害を受けた者を対象に、現行制度内での生業資金、応急福祉資金、助成福祉資金等の貸付けを行い、生活の安定と生活意欲の増進を図る。

■都社会福祉協議会

4 生活福祉資金等の貸付

災害救助法の適用に至らない小規模災害時には、低所得世帯に対し、生活福祉資金の貸付けを行う。

その他、住宅に被害を受けた者に対して、住宅の建設若しくは補修に必要な資金の貸付を行う。

■ 日本赤十字支社

日本赤十字社東京都支部は、災害救援品（見舞品）の支給基準に基づき、日本赤十字社各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞品の配分を行う。

7 租税等の徴収猶予及び減免等

□ 対策内容と役割分担

国や都、区市町村が連携し、被災者の租税等の徴収猶予等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 住 民 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する適切な措置を行う。 ○ 関係所管と連携し、国民健康保険税等の減免等に関する適切な措置を行う。

□ 詳細な取組内容

1 基本方針

被災した納税義務者等に対し地方税法及び「災害被害者に対する地方税法の減免措置等について（平成12年4月1日自治税企第12号各都道府県知事あて自治事務次官通知）」により、市税等の納税緩和措置として、適時、適切な措置を講ずる。

2 期限の延長

災害により納税義務者等が、期限内に申告その他書類の提出または市税等を納付若しくは納入することができないと認められるときは、指定された地域に限罹災害がおさまったあと、2箇月に限り当該期限を延長する。

3 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者（特別徴収義務者を含む。以下同じ。）が市税等を納入できないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

4 滞納処分の停止等

災害により滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の停止、換価の猶予又は、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

5 減免等

被災した納税義務者に対しては、災害のあった年度内に限罹災害のあった日以降の納期の市税等について、次により減免及び納入の義務の免除等を行う。

(1) 個人市民税

災害により納税義務者が次の各号の一に該当することとなった場合には、当該区分により軽減し、または免除する。

状況	減免割合
死亡した場合	全額
生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった者	全額
障がい者（法第 292 条第 1 項第 9 号に規定する障がい者をいう。）となった場合	9/10

(2) 国民健康保険税

状況	減免割合
住居が全棟・全焼または流出の損害を受けたとき	10/10
住居が半壊・半焼の損害を受けたとき	5/10
床上浸水または家屋の 3 分の 1 以上が損害を受けたとき	3/10

- 減免割合の認定は、官公署が発行する証明書等または現地確認により行う。
- 当該年の税額に減免割合を乗じて得た額に 100 円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。

(3) 個人都民税

個人市民税に準じて軽減又は免除する。

(4) 固定資産税

災害によりその者の所有に係る固定資産につき損害を受けた者に対しては、次の 6 から 8 により軽減又は免除する。

(5) 都市計画税

前記の固定資産税に準じて軽減又は免除する

(6) 軽自動車税

被災した納税義務者の状況に応じて軽減又は免除する。

6 土地

(1) 農地又は宅地

損 害 の 程 度	軽減または免除の割合
被害面積が当該土地面積の 8/10 以上であるとき	全 部
被害面積が当該土地面積の 6/10 以上 8/10 未満であるとき	8/10
被害面積が当該土地面積の 4/10 以上 6/10 未満であるとき	6/10
被害面積が当該土地面積の 2/10 以上 4/10 未満であるとき	4/10

(2) 農地又は宅地以外の土地

「(1)」に準じて軽減又は免除する

7 家屋

損害の程度	軽減または免除の割合
全壊、流失、埋没等により、家屋の原形をとどめないときまたは復旧不能のとき	全 部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の 6/10 以上の価値を減じたとき	8/10
屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住または使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の 4/10 以上 6/10 未満の価値を減じたとき	6/10
下壁、畳等に損傷を受け居住または使用目的を損じ修理または取替えを必要とする場合で、当該家屋の 2/10 以上 4/10 未満の価格を減じたとき	4/10

8 償却資産

「7」に準じて軽減または免除する。

8 災害救助法の運用等

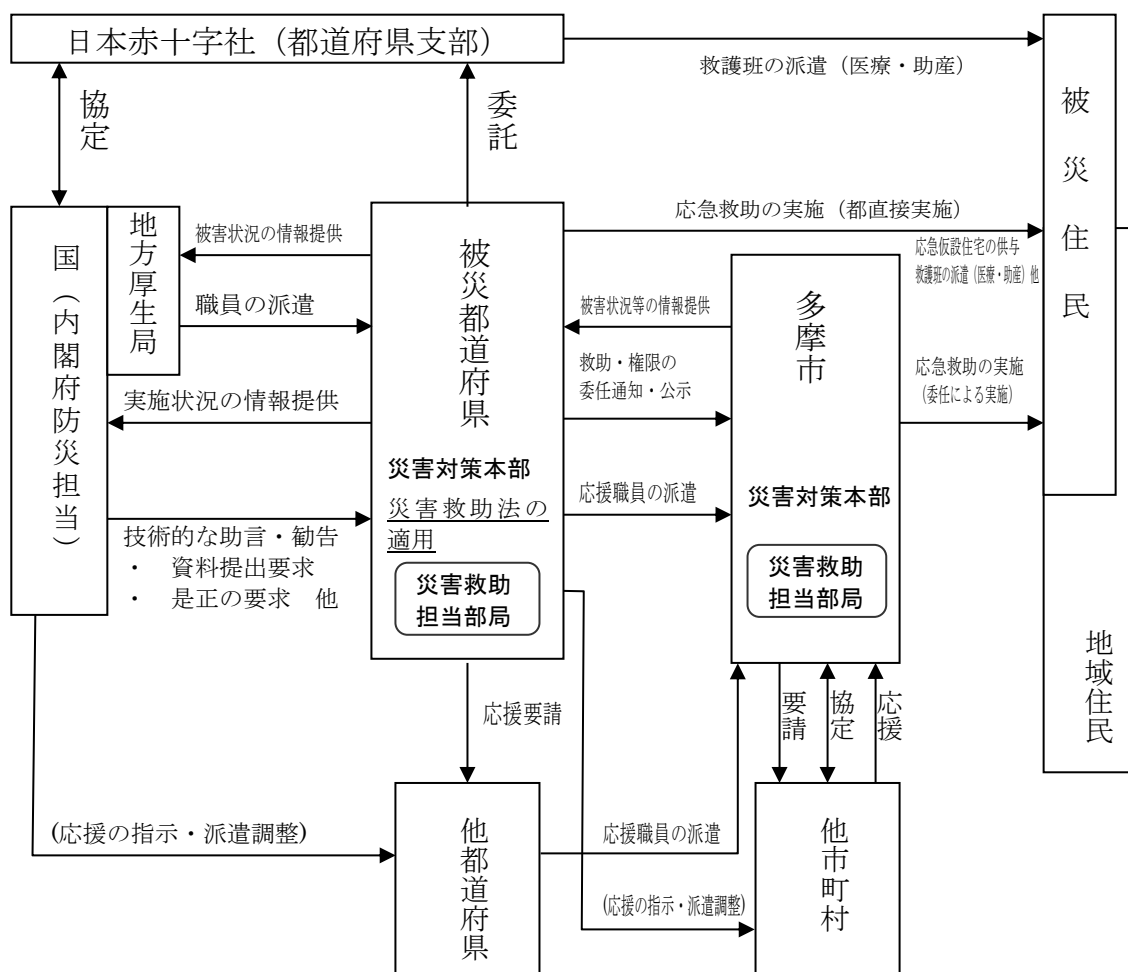
□ 対策内容と役割分担

多摩市は、東京都から災害救助法の適用の通知を受けた場合には、災害救助基金等を運用し、救助活動を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 統 括 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を東京都に報告する。 ○ 災害救助法の運用に係る帳票の整備及び報告を行う。

※ 災害救助法の適用基準、知事への報告要領等は、予防対策に掲載

□ 業務手順



□ 詳細な取組み

(1) 各対策部長は、災害救助法の適用に係らず、担当する各救助活動の種目の救助実施状況を活動初期から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理する。

※ 災害救助法が適用された場合には、次の期限で東京都に救助実施状況報告書の提出が必要となる。

- 発災直後の応急措置の実施（当面の応急措置に係わる費用予算）
- 災害救助費国庫負担金の清算時

- (2) 統括対策部長は、各 対策部長に対し、次のとおり、災害救助法の運用に係る報告を依頼する。
- ① 救助種目ごとの帳票の作成
 - ② 災害発生の時間的経過に合わせた3段階の報告(発生報告、中間報告、決定報告)
- (3) 統括対策部長は、各対策部長から提出された帳票を取りまとめ、災害対策本部長に報告し、東京都に提出する。
- ※ 東京都への報告は、以後の多摩市への救助用物資や義援金品の配分等の基礎資料として活用される。このため、迅速かつ正確に被害状況を把握する必要がある。
- したがって、各対策部は、担当任務について発災初期から日ごとの記録、整理が必要であり、統括対策部長の求めに応じ、速やかに帳票を作成することが必要である。
- (4) 災害救助法に基づく救助は、現物によって行うことが原則だが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

【災害救助法に基づく救助の種目】

1. 避難所及び応急仮設住宅の供与
2. 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
3. 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
4. 医療及び助産
5. 被災者の救出
6. 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
7. 災害にかかった住宅の応急修理
8. 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
9. 学用品の給与
10. 埋葬
11. 死体の捜索及び処理

- ※ 「災害救助法の流れ」「救助の種目ごとの費用限度額」については、資料編を参照

基本方針2 児童・生徒等、子ども関連の教育を実施する

1 応急教育

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 避難所施設対策部	○ 学校の復旧計画を作成し、復旧する。 ○ 被災した児童生徒の学用品等を支給する。 ○ 応急教育計画に基づき、教育を再開する。
学 校	○ 応急教育計画に基づき、教育を再開する。

1 学校の復旧計画

■多摩市

- 教育委員会は、学校長等からの校舎等の被害報告に基づき、復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
- 教育委員会は、被災学校等の施設ごとに担当職員、指導主事を定めて円滑な復旧計画を推進する。

2 学用品の調達及び支給

■多摩市

- 学用品を損失または棄損し、就学上支障ある児童生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。
- 教育委員会は、各学校長より支給の対象者数の報告を受け、配分計画を策定する。なお、支給に当たっては、各学校を巡回する。
- 災害発生日から教科書については1か月以内、その他については15日以内に支給する。（交通、通信等の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、都知事が必要な期間を延長する。）
- 教育部長は、都知事が調達した学用品を各学校の児童生徒に支給する。
- ただし、迅速な支給を行うため、都知事が職権を委任した場合には、多摩市が調達から支給までの業務を行う。
- 学用品の費用については、以下のとおり都及び市が負担する。
 - ・ 教科書（教材を含む）：実費
 - ・ 文房具及び通学用品：災害救助法施行規則で定める金額

3 応急教育

■学校

- 指導にあたっては健康、安全教育及び生活指導に重点をおき、心のケアについても十分に留意する。
- 必要により疎開した児童・生徒については、教職員の分担を定め、疎開先を訪問

するなどして、上記に準じた指導に努める。

- 教育活動の再開に際しては、児童・生徒等の安否確認及び通学路、通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。
- 災害対策本部（教育委員会経由）と協議し、平常授業の再開に努める。また、再開の時期を保護者に連絡する。

■多摩市

- 教育長は、各学校が行う応急教育を支援する。
- 災害対策本部長（教育委員会経由）は、復旧復興状況を踏まえ、各学校長と協議し、平常授業の再開を決定する。（避難所の閉鎖、統合）

2 応急保育(学童クラブ含む)

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福 祉 医 療 対 策 部 施 設 管 理 者	○ 施設の復旧計画を作成し、復旧する。 ○ 各施設と調整し、休園（休館）を決定する。また、再開を決定する。

□ 詳細な取組み

- 福祉医療対策部長補佐（子ども青少年部長）は、施設の被害状況に基づき、復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
- 福祉医療対策部長は、福祉医療対策部長補佐（子ども青少年部長）と協議し、必要により一部又は全部の施設の再開を決定する。
- 園長（学童クラブの館長）は、施設の再開が決定されたら、早急に保護者に連絡する。

